38—06　P

訂正に係る手数料

訂正審判を請求するときは、特施規§46の2①様式62備考4による「審判の請求に係る請求項の数」に応じた手数料が必要である（→21—09の１.(3)）。

無効審判又は特許異議の申立てにおいて訂正するときも、訂正審判と同様に、特施規§46の2①様式63の2（無効審判）、様式61の4（特許異議の申立て）による「訂正の請求に係る請求項の数」に応じた手数料が必要である。

すなわち、特許権全体を訂正するときは、審判の請求の際、特許登録原簿に記録されている請求項の数に応じた手数料が必要である。

また、請求項ごとに訂正するときは、訂正審判請求書又は訂正請求書の「請求の趣旨」欄に記載する請求項の数（→38—04）に応じた手数料が必要である。

例えば、特許請求の範囲が請求項１～３からなり、全て独立項の場合に、請求項３のみを訂正するときは、１項分のみの手数料が必要となる。

また、例えば、特許請求の範囲が請求項１～５からなり、請求項４，５がともに請求項３を引用している場合に、請求項３のみを訂正しようとするときは、請求項３～５の一群の請求項ごとに訂正するか、又は、請求項３の訂正及び請求項４，５を請求項３の記載を含む形で書き下すことにより請求項３との引用関係を解消する訂正をすることになるので、訂正する請求項分として３項分の手数料が必要となる。

さらに、請求項を削除する訂正を請求する場合、例えば、特許請求の範囲が請求項１～５であり、請求項５を削除する訂正を請求するときは、訂正する請求項分として１項分の手数料が必要となる。

なお、複数回訂正する場合、先の訂正は取り下げられたものとみなされるため（特§120の5⑦、§134の2⑥）、訂正の度に改めて手数料が必要となる。

（改訂 H30.9）